平成２２年（フ）第２１４号
富山県中新川郡上市町稗田19番地３　細川機業社宅１棟101号
債務者　若林　舞子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１７号
富山市長江新町１丁目５番32号
債務者　松井　秀文
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
富山市長江新町１丁目５番32号
債務者　松井　春江
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２９号
富山市宝町１丁目４番１―8906号　ステーションハイツ
債務者　水澤　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
富山市呉羽町3078番地47　桜台ハイツ201号
債務者　木村　幹治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
富山市上赤江町１丁目17番３―605号　市営住宅
債務者　堀田由美子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
青森県南津軽郡藤崎町大字中島字種元29番地１
債務者　三上　　渉
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２１８号
広島県福山市神辺町大字下竹田921番地66、旧住所島根県益田市昭和町12番14号
債務者　鳥屋尾真由美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５５号
大分県日田市大字高瀬627番地11
破産者　梶原　章二
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第５６号
大分県日田市大字高瀬627番地11
破産者　梶原　恵子
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第５７号
大分県日田市大字渡里1513番地４　ダイハツアパート５号
破産者　梶原　幸子
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２６４８号
大阪市東淀川区北江口１丁目１番94号
破産者　佐々木節夫
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３３５４号
福岡県古賀市青柳町139番地15、住民票上の住所福岡県古賀市青柳町140番地35
破産者　野田　清敏
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０２号
福岡市博多区相生町２丁目２番21―501号
破産者　野間口　毅
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６０号
仙台市宮城野区宮城野１丁目20番２号　服部ビル302
破産者　藤堂　敬子
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
埼玉県越谷市七左町７丁目313番地２
破産者　篠﨑　　宏
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼108番地49
破産者　小山内寛英
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
埼玉県草加市遊馬町121番地　ウエストシティⅤ101号、前住所埼玉県草加市新里町1422番地　ヴイ・シティ草加４―308号
破産者　山澤三津夫
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係